

一般社団法人日本循環器学会定款

平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 25 年 4 月 26 日改定
平成 26 年 4 月 18 日改定
平成 27 年 6 月 26 日改定
平成 28 年 6 月 24 日改定
平成 29 年 6 月 28 日改定
平成 30 年 6 月 29 日改定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本循環器学会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、循環器学に関する学理及びその応用の研究についての発表及び連絡、並びに知識の交換、情報の提供等を行うことにより、循環器学に関する研究の進歩向上に関する事業を行い、学術の発展及び社会に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 循環器学の研究および振興を目的とする事業
(2) 循環器医師の教育及び専門性の向上を目的とする事業
(3) 循環器診療の社会への普及啓発及び社会還元を目的とする事業
(4) 循環器領域に関係する他団体業務の受託
(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に、次の会員を置く。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した者
(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した、医師を除く医療関連業務従事者
(3) 名誉会員 この法人の発展に多年著しい功労のあった者又は学識経験者で社員総会において承認された者
(4) 国際名誉会員 この法人の発展および循環器学の領域において多年著しい功労のあった者で理事会において承認された者
(5) 特別会員 この法人の発展に多年功労のあった者または学識経験者で社員総会において承認された者
(6) 功労会員 この法人の発展に多大な貢献のあった者または学識経験者で社員総会において承認された者
(7) 賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した者または団体
(8) FJCS 会員 この法人の正会員の中から別に定める規定により選定された者
2. この法人の社員は、概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする(端数の扱いについては理事会で定める)。
3. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議

員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。ただし、就任時に 65 歳以上である正会員は被選挙権を持たない。
6. 第 3 項の代議員選挙は、4 年に 1 度、7 月から 11 月の間に実施することとし、代議員の任期は、選挙実施年度の翌年度 4 月 1 日から、4 年後の 3 月 31 日又は就任後の毎年 4 月 1 日現在に 65 歳に達する場合にはその年の 3 月 31 日のうちどちらか早い方までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。
7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
9. 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選挙後最初の実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。
10. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3

項の権利（合併契約等の閲覧等）

11. 理事、監事は、その任務を怠った時は、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することはできない。

（入 会）

- 第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承諾を受けなければならない。

（経費の負担）

- 第 7 条 この法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。
2. 既納の入会金および年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（任意退会）

- 第 8 条 会員は、所定の用紙の提出又は電磁的方法等により、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

（会員資格の喪失）

- 第 10 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総社員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
2. 正会員である代議員が正会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失する。

第 4 章 社員総会

（構 成）

- 第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権 限）

- 第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

- 第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

- 第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2. 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議 長）

- 第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議 決 権）

- 第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決 議）

- 第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

- 第 18 条 社員は、他の社員を代理人として、社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ本法人に提出しなければならない。
2. 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。
3. 第 1 項の社員または代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、本法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（書面及び電磁的方法による議決権の行使）

- 第 19 条 書面により議決権を行使できる場合には、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面を本法人に提出して行う。
2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。
3. 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、社員は、政令で定めるところにより、本法人の承諾を得て、社員総会の日時の直前の業務時間の終了日までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本法人に提供して行う。
4. 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

（決議及び報告の省略）

- 第 20 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
2. 代表理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び当日選出された理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
 - (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち1名を代表理事とする。
3. 代表理事以外の理事を業務執行理事とする。
4. この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(親族の制限)

- 第27条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。
2. この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係があるものを含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(残余財産)

- 第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(役員及び会計監査人の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任は2期までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了とする時までとする。
4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第30条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。
2. 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第31条 理事は、無報酬とする。
2. 監事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。
3. 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、代表理事が招集する。
2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、

議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 学術集会及び委員会

(会長)

第37条 年次学術集会の会長は、理事会の推薦により理事から選出し、社員総会で選任する。

2. 会長の任期は1年とし、再任を認めない。

(学術集会)

第38条 この法人は、毎年、学術集会を開催し、会長がこれを主宰する。

2. 前号によるもののほか、あらかじめ理事会の議決を経たときは、地方学術集会、学術研究会議を開催することができる。
3. 学術集会についての規程は、定款施行細則に定める。

(委員会)

第39条 代表理事は、本法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。なお、これを廃止する場合も同様とする。

2. 委員会についての規程は、定款施行細則に定める。

第8章 事務局

(職員)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2. 事務局の組織構成及び職員の任免については、別途規程に基づいて行う。
3. 職員は、有給とする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第11章 公告

(公告)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は松崎益徳、会計監査人は有限責任監査法人トーマツとする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。